

東京都福祉サービス第三者評価  
認証評価機関 各位

東京都福祉サービス評価推進機構  
公益財団法人東京都福祉保健財団  
福祉情報部長 金久保 典子

福祉サービス第三者評価機関認証要綱第2条第9号に定める  
「必要なフォローアップ研修」について（通知）

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、福祉サービス第三者評価機関認証要綱第2条第9号に定める『必要なフォローアップ研修』については、平成27年6月5日付27財情報第322号「福祉サービス第三者評価機関認証要綱第2条第9号に定める『必要なフォローアップ研修』について（通知）」により通知しているところです。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための国の緊急事態宣言及び東京都における緊急事態措置等を踏まえ、下記のとおりフォローアップ研修（専門コース）受講の3年間の区切り方について見直しを行い、本通知の発出日から適用することとします。

なお、本通知の発出により、平成27年6月5日付27財情報第322号「福祉サービス第三者評価機関認証要綱第2条第9号に定める『必要なフォローアップ研修』について（通知）」については廃止します。

## 記

### 1 「必要なフォローアップ研修」の種類

- (1) フォローアップ研修（共通コース）（以下「共通コース」という。）
- (2) フォローアップ研修（専門コース）（以下「専門コース」という。）

### 2 受講頻度

- (1) 共通コースは、毎年度受講すること。
- (2) 専門コースは、評価者養成講習受講年度ごとに評価推進機構（以下「機構」という。）が別表に定める3年間に1回は受講すること。

ただし、令和3年1月7日の国の緊急事態宣言等を踏まえ、3年間の区切りを別表のとおり一部を4年間の区切りとする。なお、令和4年度以降の区切り方は、原則どおり3年間とする。

また、専門コースを受講する際には、当該年度の共通コース受講を必須とする。

### 3 未受講者の取扱い

未受講者については、福祉サービス第三者評価 評価者名簿登載要領第5条第1項第3号の規定に基づき、次のとおり評価者名簿から抹消する。

- (1) 共通コース . . . 当該年度の4月1日付で抹消
- (2) 専門コース . . . 次年度の4月1日付で抹消

### 4 その他

評価活動の休止に伴うフォローアップ研修の受講免除等の取扱いは、「評価者の評価活動休止に係る取扱要項」及び「フォローアップ研修の受講免除に係る取扱要項」の定めるところによる。

(別表)

【フォローアップ研修（専門コース）受講の3年間の区切り方】

機構は、フォローアップ研修（専門コース）受講の3年間の区切り方について、評価者養成講習の受講年度ごとに下表のとおり定める。

なお、該当期間内にフォローアップ研修（専門コース）を1回以上受講しなかった場合、評価者名簿から抹消されることになるので、計画的に受講するように留意すること。

評価者養成講習 修了者番号 〔養成講習〕 〔修了年度〕	H02****, H03****, H04**** H07****, H10****, H13**** H16****, H19**** 《平成 14,15,16,19,22,25,28, 31(令和元)年度》	H05****, H08****, H11****, H14**** H17****, H20**** 《平成 17,20,23,26,29,令和 2年度》	H06****, H09**** H12****, H15**** H18****, H21**** 《平成 18,21,24,27,30,令和 3年度》
今期の区切り 《4年間》	令和 2 ~ 5 年度 (2020年4月~2024年3月)	平成 30 年度 ~ 令和3年度 (2018年4月~2022年3月) ※1	平成 31(令和元)年度 ~ 令和4年度 (2019年4月~2023年3月) ※2
次期の区切り 《3年間》	令和 6 ~ 8 年度 (2024年4月~2027年3月)	令和 4 ~ 6 年度 (2022年4月~2025年3月)	令和 5 ~ 7 年度 (2023年4月~2026年3月)

以下、令和7年度以降も同様の3年間の区切り方とする。

(留意事項)

※1 評価者養成講習受講年度が令和2年度の評価者（H20から始まる者）は、令和3年度については専門コースを受講したと見做す。

※2 令和3年度評価者養成講習が開催され受講を修了し、評価者名簿に登載された評価者は、(H21から始まる者)は、令和4年度については専門コースを受講したと見做す。